

第1章 吉賀町地域医療計画について

1. 第4次吉賀町地域医療計画策定の趣旨

(1) 国や県の動向

国においては、今後も人口減少や少子高齢化が続く中、各地域において将来の医療需要を見据えつつ、新興感染症等や大規模災害などの緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるよう、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制を整備するため、地域医療構想や地域包括ケアシステム、医師の働き方改革や偏在対策といった各種施策を一体的に推進しています。

地域医療構想について、平成30年度に島根県地域医療構想が策定され、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)を見据え、病床機能の見直しや在宅医療の推進など医療機能分化・連携強化に向け県・市町村・医療機関が一体となって取り組んできました。

とりわけ、吉賀町が位置する益田構想区域においては、医師をはじめとする医療等従事者の確保は深刻な問題であり、高度急性期・急性期機能を担う益田赤十字病院を中核に据えた医療提供体制を整備し、病院間の役割の明確化・連携体制の構築が急務となっています。

加えて、高齢者が住み慣れた地域において生活し続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、訪問診療や訪問看護サービスなどの在宅医療の更なる充実を図るとともに、地域内の病院、診療所、介護サービス事業所等が相互に協力し合い、医療介護連携のしくみを強化していくことが求められます。

(2) 吉賀町の医療継続の取り組みの経過

吉賀町においては、「地域に医療の灯を消さない」ということを第一義的に考え、令和2年2月に公設民営での病院の設置に向けて舵を切りました。その後、令和5年4月に町の全額出資により、公設民営による病院運営の受け皿となる「医療法人カタクリ会」を設立。同年8月に「吉賀町新病院基本構想」を策定の上、新病院施設の建設に着手しました。

そして、令和6年3月1日より、社会医療法人石州会が所有・運営していた前六日市病院の施設等を取得し、町立病院である「よしか病院」を開設し、医療法人カタクリ会の指定管理による病院運営を開始しました。新病院施設が建設されるまでの間は、既存病院施設を活用し、吉賀町の医療・介護を継続することとしています。

(3) よしか病院の開設・運営(経営強化プランの策定)

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療・介護の確保のため重要な役割を果たしていますが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況に陥っていました。このため、国は平成19年に「公立病院改革ガイドライン」、平成27年に「新公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、公立病院改革プラン及び新公立病院改革プランの策定を要請してきました。

こうした状況から、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等の諸課題に対応し、持続可能な病院経営を確保するため、令和4年3月29日に国から「公立病院経営強化ガイドライン」が示され、全国の公立病院は、令和5年度末までに「公立病院経営強化プラン」を策定することとされました。

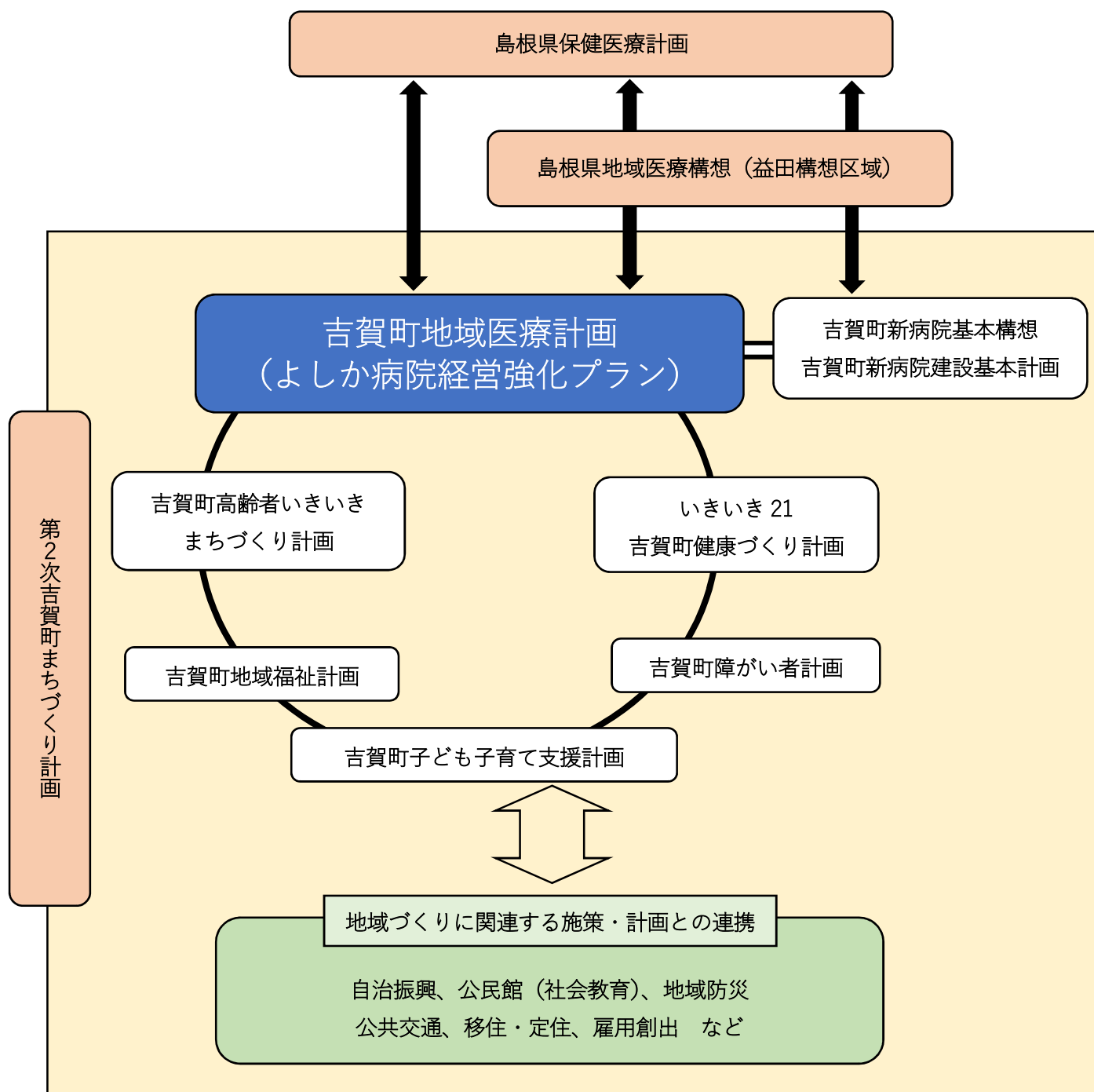
これらの経緯を踏まえ、よしか病院では、国・県の医療施策に沿いながら、地域に根ざした医療介護提供体制を確保するため、「よしか病院経営強化プラン」について、第4次吉賀町地域医療計画における重点施策に含めて一体的に策定するものとします。

2. 計画の位置づけ

この計画は、吉賀町民が住み慣れた地域で生涯を通じて健康で安心して暮らせる地域医療体制の確立に向けた施策の方向性と、公立病院「よしか病院」の持続可能な運営体制構築に向け、吉賀町新病院基本構想を踏まえた取り組みについて定めています。

なお、令和6年4月に策定される「第8次島根県保健医療計画」及び平成29年4月策定の「第2次吉賀町まちづくり計画」を基本指針とし、既存の各計画との整合性を図ります。

【県・町の各種計画との連携イメージ】



3. 計画の期間

第4次吉賀町地域医療計画は、「よしか病院経営強化プラン」と一体のものとして策定します。

公立病院の経営強化プランについては、国が令和4年3月29日付で発出した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、計画期間を策定年度から令和9年度末までとすることとされています。

このため、第4次吉賀町地域医療計画の計画期間については、令和6年度から令和9年度の4年間とします。